

## エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.1」認定基準の 軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.1」(2005年9月1日から運用開始)におけるプラスチック添加物の確認方法・他に関して、以下のとおり軽微な改定を行う。

(該当箇所：見え消し部分—— 削除箇所、下線部分\_\_\_ 追記箇所)

### [基準項目]

#### 4 1. 環境に関する基準

##### 4 1 3. 有害物質に関する基準

(7) 製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、申し込む商品に関連した業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合には、類似した商品の業界自主基準に従うことでも良い。

ただし、別表1の分類 ~ に該当する製品において、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124 3 (一致規格：88/378/EEC EN71 3) に定める有害物質の要件を満たすことで良い。

(10) 別表1に示した「食品・化粧品容器、医療関連」に該当する製品は、食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)に定める有害物質の要件を満たすこと。また、「装身具・身近細貨品」、「玩具・遊具・スポーツ用品・道具」に該当する製品は、ISO 8124 3 (一致規格：88/378/EEC EN71 3) に定める有害物質の要件を満たすこと。

(11) 製品全体から溶出する化学物質について、土壌汚染対策法施行規則に定める別表第2(平成14年12月26日環境省令第29号)に挙げられたカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ベンゼン、セレンの8項目に関する要件を満たすこと。ただし、ISO 8124 3 (一致規格：88/378/EEC EN71 3) の溶出試験を実施し、その結果を報告する製品においては、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンについて、重ねて試験を実施する必要はない。

### [証明方法]

#### 5. 認定基準への適合の証明方法

(7) 認定基準 4 1 3.(7)の証明方法 [製造事業者]

製品の製造に使用する安定剤、着色剤、可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物材が、該当する業界団体の定めたポジティブリストに従っていることの証明書を提出すること。

ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124 3 (一致規格：88/378/EEC EN71 3) に定める有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

(なお、本改定に伴い別表1「製品の対象区分と基準配合率および運用する基準項目番号」の該当部分も一部修正する。)

改定日：2006年6月27日

以上